



平成 28 年度第 2 回 横浜市救急医療検討委員会 次第

平成 29 年 2 月 21 日 (火) 19:00～
横浜市健康福祉総合センター 6 階 会議室

1 開 会

2 議 事
救急医療検討委員会第 7 次提言について

3 その他

4 閉 会

配付資料一覽

<資料>

- 資料 1 救急医療検討委員会第 7 次提言（案）（本編）・・・・・・・・・・ 別冊
資料 2 救急医療検討委員会第 7 次提言（案）（資料編）・・・・・・・・・・ 別冊

28年度横浜市救急医療検討委員会 委員名簿

	氏 名	選出区分	現職・履歴等
	1 いいだ ひでお 飯田 秀夫	医療関係者 (救急医)	国際親善総合病院副院長
	2 うちだ けいじ 内田 介二	介護関係者 (在宅事業)	横浜高齢者グループホーム連絡会会長 社会福祉法人 ふじ寿か会 高齢者グループホーム ことぶきの里
	3 おぐら とおる 小倉 徹	介護関係者 (施設)	横浜市福祉事業経営者会会長 社会福祉法人松緑会理事長
	4 くりはら みほこ 栗原 美穂子	医療関係者 (看護師)	横浜在宅看護協議会会長 鶴見区医師会在宅部門総括責任者
	5 くろだ ようこ 黒田 陽子	有識者	神奈川県弁護士会推薦弁護士 横浜ランドマーク法律事務所
	6 しまもと よういち 島本 洋一	介護関係者	横浜市社会福祉協議会 社会福祉部長
◎	7 しらい たかし 白井 尚	医療関係者	横浜市医師会会長 みどりクリニック院長
	8 じんぼ しゅうじ 神保 修治	市民代表	横浜市民生委員児童委員協議会理事 鶴見区民生委員児童委員協議会会長
○	9 にいのう けんじ 新納 憲司	医療関係者	横浜市病院協会会長 特定医療法人財団慈啓会理事長
	10 にしやま たかふみ 西山 貴郁	医療関係者	横浜市医師会常任理事 西山皮膚科院長
	11 につた くにお 新田 國夫	有識者	日本臨床倫理学会理事長 医療法人社団つくし会新田クリニック院長
	12 はら くみ 原 久美	医療関係者 (看護師)	神奈川県看護協会横浜北支部長 医療法人平和会平和病院看護部長
	13 ひらもと まこと 平元 周	医療関係者	横浜市病院協会副会長 横浜総合病院院長
	14 もりむら なおと 森村 尚登	医療関係者 (救急医)	東京大学大学院医学系研究科救急医学教授 横浜市立大学客員教授

五十音順・敬称略 ◎：委員長、○：副委員長

※平成29年2月21日現在

※任期は、平成29年3月31日までとなります。

<事務局>

医療局		消防局	
医療医務監	修理 淳	警防部長	高坂 哲也
副局長(医療政策部長)	田中 靖	担当部長(警防部救急課長)	山田 裕之
医療政策課 救急・災害医療担当課長	黒岩 大輔	救急課担当課長	西川 浩二
医療政策課 救急医療技官	六車 崇	救急課担当係長	田中 謙二
医療政策課 救急・災害医療担当係長	深澤 博		
医療政策課 救急・災害医療担当係長	吉元 景		

<オブザーバー>

医療局		健康福祉局	
がん・疾病対策課 在宅医療担当課長	藤井 裕久	健康福祉局高齢施設課長	壺井 達幸
がん・疾病対策課 在宅医療担当係長	芦沢 美穂		
医療政策課担当係長	岩崎 雄介		

<事務局庶務担当>

医療局医療政策課救急・災害医療担当

TEL 045-671-2465

FAX 045-664-3851

横浜市救急医療検討委員会運営要綱

制 定 平成 25 年 4 月 25 日 健救第 39 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 4 月 1 日 医が第 1391 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）別表に規定する横浜市救急医療検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市の救急医療の充実に関すること
- (2) その他、委員会において調査・検討が必要とされる事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 医療関係者
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の代理は、認めないこととする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、救急医療に関する専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、救急医療に関する専門的知識をもつ者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会の会議は、委員（臨時委員を含まず。）の半数以上の出席がなければ開催する

ことはできない。

- 4 委員会の議事は、出席委員（臨時委員を含まず。）の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 特定の分野の救急医療体制について専門的に検討を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員若干人及び臨時委員をもって組織し、委員会から付託された専門的な検討を行う。
- 3 専門部会に、部会長1人を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を掌理する。

（会議の公開）

第8条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、委員長が定めることとし、申込み先着順とする。
- 4 傍聴者は、委員長の指示に従い、委員長はこれに違反する者に、会場からの退去等必要な命令を行うことができる。
- 5 会議を非公開とするときは、委員長は、その旨を宣告するものとする。
- 6 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときには、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

（報酬）

第9条 委員の報酬は、14,000円とする。

（意見の聴取等）

第10条 委員長又は部会長は、委員会又は専門部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、医療局において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 横浜市救急医療検討委員会設置要綱（平成17年7月13日制定）は、廃止する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。